

令和 4 年 9 月八戸市議会定例会

報 告 事 件

9 月市議会定例会に報告すべき事件

報告第26号	令和3年度八戸市一般会計継続費精算報告書	3
報告第27号	令和3年度八戸市下水道事業会計継続費精算報告書	5
報告第28号	令和3年度八戸市一般会計及び各特別会計決算に係る 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	7
報告第29号	令和3年度八戸市公営企業会計決算に係る資金不足比 率の報告について	9
報告第30号	令和3年度青森県新産業都市建設事業団決算の報告に ついて	11
報告第31号	専決処分の報告について	13
	(八戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条 例の制定の専決処分)	
報告第32号	専決処分の報告について	17
	(八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定の 専決処分)	

令和 3 年度八戸市一般会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳			支出済額	左 の 財 源 内 訳			年 支 の 割 出 額 済 と 額 差	左 の 財 源 内 訳			一般財源		
					特 定 財 源				特 定 財 源				特 定 財 源					
					国・県 支出金	地方債	その他		国・県 支出金	地方債	その他		国・県 支出金	地方債	その他			
4 衛生費	2 清 掃 費	最終処分場整備事業	2	円 20,880,000	円 15,600,000	円 5,280,000	円 5,280,000	円 146,628,900	円 109,900,000	円 36,728,900	円 12,491,100	円 15,600,000	円 5,280,000					
			3	159,120,000	119,300,000	39,820,000	146,628,900	109,900,000	36,728,900	12,491,100	9,400,000	3,091,100						
			計	180,000,000	134,900,000	45,100,000	146,628,900	109,900,000	36,728,900	33,371,100	25,000,000	8,371,100						
10 教育費	2 小 学 校 費	城北小学校防音機能 復 旧 事 業	2	87,000,000	25,527,000	52,700,000	8,773,000	20,592,000	25,527,000	200,000	△ 5,135,000	66,408,000	52,500,000	13,908,000				
			3	203,000,000	125,863,000	63,300,000	13,837,000	249,054,300	107,373,000	111,500,000	30,181,300	△ 46,054,300	18,490,000	△ 48,200,000	△ 16,344,300			
			計	290,000,000	151,390,000	116,000,000	22,610,000	269,646,300	132,900,000	111,700,000	25,046,300	20,353,700	18,490,000	4,300,000	△ 2,436,300			
	5 社 会 教 育 費	公会堂・公民館 耐 震 改 修 事 業	元	1,224,013,000		1,220,000,000	4,013,000	79,245,540		78,700,000		545,540	1,144,767,460	1,141,300,000	3,467,460			
			2	1,536,812,000		1,494,400,000	42,412,000	1,296,730,000		1,274,400,000		22,330,000	240,082,000	220,000,000	20,082,000			
			3	39,175,000		35,200,000	3,975,000	748,135,460		741,000,000		7,135,460	△ 708,960,460	△ 705,800,000	△ 3,160,460			
			計	2,800,000,000		2,749,600,000	50,400,000	2,124,111,000		2,094,100,000		30,011,000	675,889,000	655,500,000	20,389,000			

令和 4 年 9 月 6 日

八戸市長 熊 谷 雄 一

令和 3 年度八戸市下水道事業会計継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全 体 計 画					実 績					比 較				
				年 割 額	左 の 財 源 内 訳				支 払 義 務 発 生 額	左 の 財 源 内 訳				年 割 額 と 支 払 義 務 発 生 額 の 差	左 の 財 源 内 訳			
					国・県 支出金	企業債	損益勘定 留保資金	その他		国・県 支出金	企業債	損益勘定 留保資金	その他		国・県 支出金	企業債	損益勘定 留保資金	その他
1 資本的 支 出	1 建設改良費	東部終末処理場 水処理施設増築 (建築・機械・電気) 整備事業	元	円 922,000,000	円 507,100,000	円 414,900,000	円	円	円	円	円	円	円	円 922,000,000	円 507,100,000	円 414,900,000	円	円
			2	1,384,900,000	761,695,000	623,205,000			922,000,000	507,100,000	414,900,000			462,900,000	254,595,000	208,305,000		
			3						1,037,816,000	570,798,800	467,017,200			△ 1,037,816,000	△ 570,798,800	△ 467,017,200		
			計	2,306,900,000	1,268,795,000	1,038,105,000			1,959,816,000	1,077,898,800	881,917,200			347,084,000	190,896,200	156,187,800		

令和 4 年 9 月 6 日

八戸市長 熊 谷 雄 一

令和3年度八戸市一般会計及び各特別会計決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率
の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により令和
3年度八戸市一般会計及び各特別会計決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を次のよう
に報告する。

令和4年9月6日

八戸市長 熊 谷 雄 一

1 健全化判断比率

- | | |
|--------------|----------------|
| (1) 実質赤字比率 | － % (実質赤字なし) |
| (2) 連結実質赤字比率 | － % (連結実質赤字なし) |
| (3) 実質公債費比率 | 8.8% |
| (4) 将来負担比率 | 96.0% |

2 資金不足比率

- | | |
|----------------------|--------------|
| (1) 地方卸売市場八戸市魚市場特別会計 | － % (資金不足なし) |
| (2) 八戸市中央卸売市場特別会計 | － % (資金不足なし) |
| (3) 八戸市産業団地造成事業特別会計 | － % (資金不足なし) |

報告第29号

令和3年度八戸市公営企業会計決算に係る資金不足比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により令和3年度八戸市公営企業会計決算に係る資金不足比率を次のように報告する。

令和4年9月6日

八戸市長 熊谷 雄 一

- | | | |
|---|--------------|-------------|
| 1 | 八戸市自動車運送事業会計 | － %（資金不足なし） |
| 2 | 八戸市立市民病院事業会計 | － %（資金不足なし） |
| 3 | 八戸市下水道事業会計 | － %（資金不足なし） |

報告第30号

令和3年度青森県新産業都市建設事業団決算の報告について

地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）附則第3条の規定に基づき、令和3年度青森県新産業都市建設事業団に係る決算を次のように報告する。

令和4年9月6日

八戸市長 熊谷雄一

- 1 令和3年度青森県新産業都市建設事業団特定事業以外の事業の決算
- 2 令和3年度青森県新産業都市建設事業団特定事業決算

報告第31号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和4年9月6日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

職業安定法の一部改正に伴い、規定の整理をすることを専決処分したから報告するものである。

処分第20号

八戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の制定の専決処分について

八戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和4年8月9日

八戸市長 熊 谷 雄 一

八戸市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

八戸市職員退職手当支給条例（昭和29年八戸市条例第1号）の一部を次のように改正する。
第10条第11項第5号中「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める。

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

報告第32号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したから報告する。

令和4年9月6日

八戸市長 熊 谷 雄 一

理 由

建築基準法の一部改正に伴い、規定の整理をすることを専決処分したから報告するものである。

処分第21号

八戸市手数料条例の一部を改正する条例の制定の専決処分について

八戸市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することを地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和4年8月9日

八戸市長 熊 谷 雄 一

八戸市手数料条例の一部を改正する条例

八戸市手数料条例（昭和27年八戸市条例第13号）の一部を次のように改正する。

別表第6の1の表37の項中「第85条第5項」を「第85条第6項」に改め、同表38の項中「第85条第6項」を「第85条第7項」に改め、同表50の項中「第87条の3第5項」を「第87条の3第6項」に改め、同表51の項中「第87条の3第6項」を「第87条の3第7項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。